



明日を生きるための 若者気候訴訟



気候危機はいのちの問題。 私たちに気候危機のない未来を。

ぜひ裁判の傍聴にお越しください！

第6回口頭弁論期日 傍聴のお願い

2026年4月20日(月) 14:30

傍聴整理券配布：13:15 - 13:30ごろ

期日の最新情報は
ホームページから↓

- 内容** 原告による意見陳述、弁護団による弁論
- 場所** 名古屋地方裁判所
- 定員** 100名程度（定員を超える場合は抽選）
期日後16:00ごろから桜華会館で報告会があります



HP <https://youth4cj.jp>

（第7回期日は、8月6日(木)です）

「若者気候訴訟」は、気候変動の脅威にさらされている中、気候変動の悪影響から守られ、将来も安定した気候のもとで過ごせるように、2024年8月に若者たちによって提起された民事訴訟です。

長い将来を生きる中でより深刻な影響を受けると予測されている若者たちが、日本のエネルギー起源CO2排出量の約3割を占める主要な火力発電事業者10社に、科学が示す水準まで排出量を削減することを求めています。

安定した気候のもと健康的に暮らす権利を誰もが持っています。法律の力で、政府や企業に十分な気候変動対策を求める訴訟、それが気候訴訟です。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、ぜひ傍聴席から応援してください。

FOLLOW



YOUTH4CJ.JP

原告の若者たちの訴え

- 気候変動の影響は深刻で元には戻らない。
- 私たちの人権を守るには、気候やそのほかの環境を守ることが欠かせない。
(国際司法裁判所 (ICJ) による勧告的意見より)

- 気温上昇を1.5℃未満に抑えるためには、科学が求める水準まで排出削減を行うことが国際的な共通認識。
⇒ CO2排出量を、2019年比で2030年までに48%、2035年までに65%削減すること
- 発電部門のCO2排出量は大きく、特に石炭火力発電所はさまざまな国際機関から早期廃止が求められている。

これに対し、

被告の電力会社は全面的に争っている **POINTと原告の若者たちが指摘する問題点**

POINT① 被告電力会社らの排出削減義務

電力会社

- そもそも排出削減義務を明記した法律はなく、自分たちは法的な削減義務を負っていない。社会的責任から排出削減対策を講じている。

若者

- 気候やそのほかの環境が守られなければ、私たちの人権も守られない。
- 国際司法裁判所 (ICJ) は、国家は危険な気候変動の影響を防止する義務があるという勧告的意見を発表し、この義務には企業の活動の規制も含まれている。
- 科学が求める水準までの排出削減を行うことが国際的な共通認識になっている。
- 「国連ビジネスと人権に関する指導原則」 - 企業には人権尊重の責任がある
- 企業は人権への負の影響を特定し評価するべき

POINT② 海外では国や企業の排出削減義務を認める判決

電力会社

- 外国の判決は日本の訴訟での参考にならない。

若者

- オランダ・ハーグ裁判所判決：シェルに削減義務がある。
- ドイツ・ハム上級裁判所判決：電力会社RWEの歴史的累積排出量は世界全体の0.24%を占める。原告ペルー農夫が受けるであろう気候変動の影響への責任を認めた。

POINT③ 原告らの権利侵害の程度

電力会社

- 将来にわたって差止を請求するには、現時点で生命、身体、健康、財産等への具体的で重大な被害が生じていることが必要。原告の若者たちの被害はとるに足りない。

若者

- 陳述の通り、すでに気候変動の被害を受けている。被害は今後さらに激甚化することが確実。

POINT④ 被告らの地球温暖化への寄与度と責任

電力会社

- 自分たちの排出量は世界全体で見るとごくわずかで地球温暖化への影響がない。(例えば、JERAの排出量は世界全体の0.37%に過ぎない)

若者

- どの企業も単独で責任を負っているのではない。
- ポイント2の事例では、ドイツ最大の電力会社RWEに責任があると認められた。被告10社の排出量を合わせると、世界全体の約1%を占め、地球温暖化に十分寄与している。

POINT⑤ 司法の役割

電力会社

- エネルギー安定供給・安全保障の問題であり、政治が解決すべきもの。司法審査の対象でない。将来のことは不確定。

若者

- 危険な気候変動の影響は私たちの人権を侵害している。
- 政治にも役割があるが、司法審査の対象でもあることは世界の多くの裁判所で認められている。